

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 ( 201 )	
地域名 (地域内農業集落名)	蚊焼・布巻・藤田尾・為石 ( 江崎、村中、小家、上松尾、下松尾、元松尾、紺屋、宮ノ脇、宮ノ元、浜津、波戸、岳路、布巻、江向、須浜、船津西、船津東、射場西、射場東、六軒西、六軒東、郷西、郷東、藤田尾 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 14 日 ( 第 1 回 )	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内には長崎市地産地消振興公社や農産物直売所「みさき駅さんわ」があり、果樹類や野菜類、花卉類を中心として生産され、JAを通じた出荷や直売所への出荷が行われているが、近年は、有害鳥獣の被害が増えており、地域によっては過去に設置したワイヤーメッシュ柵の老朽化に伴う維持管理や、水源の確保などが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・露地びわについては、なつたよりの植栽を推進する。  
 ・ハウスびわや草花等の施設園芸品目については、施設の長寿命化や自動化等に取り組むことで、生産性と収益性の向上を図る。  
 ・災害に強い産地づくりのため、果樹施設等の建設に向けた検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。 ・JAが開催するびわ講座を修了した定年帰農者等に対し、びわ園の継承と放任園の貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模な基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取り組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA青年部等地元組織による防風林整備・ハウスビニール張替え等の取組を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動や、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。  
⑧担い手の確保と併せて、JAのハウスリース事業を活用し、寒害に強いびわ栽培を推進する。